

書面等議決事項の報告について

規約第 8 条第 1 項の規定に基づき、書面により議決された事項について、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

○議決日(令和 2 年 3 月 31 日)

- ・泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約の改正について

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約(令和 2 年 4 月 1 日一部 改正) 参考資料 1-1

堺市ニュータウン地域再生室が、堺市の組織改正により、市長公室から建設局に移管されたことに伴い、規約の改正を行った。

- ・泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約第 3 条第 6 号に基づき構成員について別に定める事項の改正について

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約第 3 条第 6 号に基づき構成員について別に定める事項(令和 2 年 4 月 1 日一部改正) 参考資料 1-2

令和 2 年 4 月 1 日に、一般財団法人大阪府タウン管理財団が公益財団法人大阪府都市整備推進センターと統合し、公益財団法人大阪府都市整備推進センターとなつたため、所要の改正を行った。

- ・令和 2 年度予算について

令和 2 年度予算 参考資料 1-3

令和 2 年度予算について、承認された。

- ・令和 2 年度事業計画について

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会 令和 2 年度事業計画 参考資料 1-4

令和 2 年度事業計画について、承認された。

- ・地域居住機能再生計画書の変更について

地域居住機能再生計画書 参考資料 1-5

府営住宅及びUR 住宅の事業進捗等により事業手法や住宅建設の基本方針等を修正・追記し、国土交通大臣へ提出した。